

半田市墓地管理計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市営墓地をより快適な施設として整備し、適正に維持管理するための基本方針を定めた「半田市墓地管理計画」(以下「計画」という。)を策定するため、半田市墓地管理計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、市営墓地の整備及び維持管理に関する事項について検討を行い、検討結果を踏まえて、計画の案を策定し、市長に提出するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうち、市長が委嘱する委員をもって組織する。

- (1)学識経験者
- (2)宗教関係者
- (3)市営墓地使用者
- (4)墓地等経営許可に関する行政機関職員
- (5)市民代表

2 委員の定数は、10名以内とする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱した日から計画の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、第3条第1項の委員の中から互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長の指名した者をもって充て、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開催することができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、市民経済部環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。